

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		平成27年度川島町情報公開及び個人情報保護審議会 第1回会議
開 催 日 時		平成27年8月19日（水） 午後3時～4時20分
開 催 場 所		川島町役場第2庁舎第1会議室
議 題		<p>(1) 会長及び副会長の互選について</p> <p>(2) 会議の公開等について</p> <p>(3) 会議録の記録方法及び会議録署名委員の指名について</p> <p>(4) 協議、報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川島町個人情報保護条例の改正案について ・情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について <p>(5) その他</p>
公開・非公開の別		公 開
非 公 開 の 理 由 (非公開の場合のみ)		
出 席 者	委 員	新井 悦子、矢内 大介、後藤 務、牛村 節子、 佐々木 美代子、爲谷 健一、森田 智博、三井 俊秀
	事務局職員	総務課 宇津木 康明、山崎 勝義、江間 裕一、三角 和徳
配 布 資 料		<p>資料1 川島町情報公開及び個人情報保護審議会条例</p> <p>資料2 川島町情報公開条例</p> <p>資料3 川島町個人情報保護条例</p> <p>資料4 川島町審議会等の会議の公開に関する要綱</p> <p>資料5 川島町審議会等の会議の公開に係る傍聴要領</p> <p>資料6 川島町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要について</p> <p>資料7 平成26年度 川島町情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況</p>

審議会等の内容・概要

1 開会

2 委嘱状の交付 飯島和夫町長から、代表して新井悦子委員に交付。

3 あいさつ 飯島和夫町長

4 委員紹介 (自己紹介)

5 事務局紹介 (自己紹介)

6 議事

(1) 会長及び副会長の互選について

・委員の互選により、三井俊秀委員が会長、新井悦子委員が副会長に決定した。

(2) 会議の公開について

・会議の公開については、個人情報を含む内容の審議ではないことから、公開と決定した。

(3) 会議録の記録方法及び会議録署名委員の氏名について

・会議録の記録方法については、発言者の名前は記載せず、発言内容ごとに要点記録とすることとし、会議録署名委員については、会長の指名により、新井悦子委員及び矢内大介委員に決定した。

(4) 協議、報告事項

・川島町個人情報保護条例の改正案について

事務局より、資料6に基づき、マイナンバー制度、川島町個人情報保護条例の一部改正の概要等について説明。

マイナンバー制度の導入に伴い、特定個人情報の保護を手厚くすること等が必要となるため、川島町個人情報保護条例を改正する。改正条例は、一部を除き、番号法の施行日である平成27年10月5日から施行する必要があるため、平成27年9月議会に上程する。

また、平成26年度第2回の審議会において、同条例に規定されている審議会に判断を委ねるような規定について、実施機関が判断するように条例改正を検討してほしいとの意見があった。この意見を踏まえて、同条例を改正する。

【委員】個人番号が通知され、マイナンバーカードを取得するには申請が必要だと聞いている。個人番号が通知されても、そのまま何もしなければ意味がない。

【事務局】マイナンバーカードの申請は、平成28年1月から開始予定であり、作成するかどうかは本人の判断による。使用方法として考えられるのが、確定申告の電子申請や身分証明書の代わり等であり、必要ない方もいると思われる。町としては、広報、ホームページ等で周知していくが、マイナンバーカードの作成を強制することはできない。

なお、最初のマイナンバーカードは、無料で作成することができる。

【委員】個人番号は住民票に記載されるのか。

【事務局】通常は記載されないが、希望すれば記載は可能である。

【委員】マイ・ポータルというサイトで、自分に関する情報を確認できるということか。

【事務局】マイ・ポータルで自分の個人番号を入力すると、自分に関する情報を確認することができる。また、マイ・ポータルに覚えのない情報が掲載されているようであれば、なりすまし等の疑いがあることに気付くことができる。

【委員】DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者である住民について、なりすましによる情報漏えいが心配されるが、何か対応しているのか。

【事務局】現在の町のシステムでは、DVの保護対象者の画面を開くと注意喚起のフラグが表示されるため、対象者であることに気付くことができる。また、住民票の交付等をするためには、ロックを解除しなければ先に進めないよう設定されている。

このため、簡単に情報が漏えいすることはない。

【委員】資料1の審議会条例第2条に審議会の役割として2つ規定されている。1つは第1項に規定されている「条例で審議会の意見を聴くとされた事項について審議する」こと、もう1つは第2項に規定されている「運用に関する重要な事項について審議し、意見を述べる」ことである。どちらかというとなら第2項に規

定されている方が主要な役割であると考えられる

また、審議会に意見を聴くとされる事案が発生した際に、その都度審議会を開催することは、委員の皆さんの都合もあるので、なかなか難しい。

以上を踏まえて、条例改正に賛成であるが、他の委員の方はいかがか。

(他の委員からの意見は、特になし。)

・情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

事務局より、資料7に基づき、平成26年度の請求件数等について説明。


【委員】請求内容を見ると、例えば入札執行記録については、情報提供で対応できるように思える。情報公開条例第4条には、町政に関する情報を積極的に町民に提供するように努める旨が規定されている。可能であるならば、ホームページで公開する、情報提供する等により対応するのがよいのではないか。そうなれば、開示請求の手続を省くこともできる。

【事務局】現在、入札執行記録については、町ホームページで公開している。開示請求の手続としたのは、ホームページでは公開していない古い年度のものが対象であったためである。

7 その他 事務局から事務連絡

【事務局】次回の会議は、平成28年2月下旬から3月中旬頃に開催予定である。

8 閉会 新井副会長

署 名	新井悦子	
	矢内大介	